

おしらせHOTコーナー

計量器(はかり)の定期検査

取り引きや証明に使用している計量器は、計量法で2年に1回の定期検査が義務付けられています。該当する方は、必ず受検してください。なお、検査には手数料がかかります。令和7年度から集合検査会場における検査手数料の支払いはキャッシュレス決済のみです。

日5月29日(木)・30日(金) 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)

場八潮メセナ駐車場

市内の事業所などで取り引き・証明に使用している、ひょう量250kg以下の機械式はかり(付属する分銅・おもりを含む)をお持ちの方

問商工観光課 ☎384

戸籍の振り仮名制度

令和7年5月26日に改正戸籍法

が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加になります。戸籍に記載される予定の振り仮名を本籍地より順次通知しますのでご確認ください。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



問市民課 ☎213

第十二回特別弔慰金の支給

令和7年4月1日(基準日)時点で、戦没者の妻や父母などがいない、戦没者などの死亡当時のご遺族へ弔慰金(記名国債)を支給します。

問次の順番による先順位のご遺族1人

①基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方②戦没者などの子③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹④①から③以外の戦没者などの3親等内の親族

※生計関係の有無などによって順番が入れ替わります。

問令和10年3月31日までに、社会福祉課 ☎316 窓口へ

ごぞんじですか!検察審査会

交通事故、詐欺、脅迫などの被害に遭ったのに、検察官がその事件を起訴してくれない、このような不満をお持ちの方は、遠慮なく検察審査会にお問い合わせください。審査手続相談や申立てに費用はかかりません。審査員は、選挙権のある18歳以上の方から「くじ」で選ばれます。

問さいたま第一検察審査会事務局(さいたま地方裁判所内) ☎048-863-8714

イベント



※費用の掲載が無い場合は、原則無料です。

こくろ 口腔講演会

日6月4日(水) 午後1時30分～3時

場市役所多目的室
問市内在住・在勤の65歳以上の方およびその支援のための活動に関わる方

問「みんなで楽しく!! フレイル予防! ~お口をきたえて目指せ健口~」をテーマに講話および実技

講師 桂公平さん(桂歯科医院院長)

定30人(申込順)

問5月7日から、窓口または電話で長寿介護課 ☎449 へ

アライグマ捕獲従事者養成研修会

日6月20日(金) 午後1時30分～4時
場越谷市中央市民会館

問埼玉県アライグマ防除実施計画の概要、アライグマの総合的被害対策(研修終了後に修了証を交付)

問5月30日までに、参加申込書(環境リサイクル課または市ホームページで入手)を環境リサイクル課 ☎338 窓口へ

国民健康保険の「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の郵送方法が変わります

これまで簡易書留郵便で郵送していた「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」は、令和7年度更新分から郵送方法を特定記録郵便へ変更します。

問国保年金課 ☎214

特定記録郵便は、ご自宅の郵便ポストに投函されます。配達時に不在でも受け取ることができ、郵便物の配達状況が郵便局に記録されます。

簡易書留郵便による郵送をご希望の方へ

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を簡易書留郵便で郵送希望の方は、6月20日までに本人確認書類と140円分の切手を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。

意見募集

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例施行規則の一部改正(案)

問道路治水課 ☎837

公表の場所 市役所、一部の公共施設または市ホームページをご覧ください。

募集期間 5月9日～6月9日(必着)

意見の提出方法

「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例施行規則の一部改正(案)に対する意見」と明記(メールの場合は件名に)し、住所、氏名を記入のうえ、窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで道路治水課(FAX997-7310、✉dorochisui@city.yashio.lg.jp)へ

市職員採用試験(秋採用)

「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を一緒に目指しましょう!

問人事課 ☎253

募集職種	募集人数	年齢要件など	第1次試験	第2次試験
民間企業等職務経験者				
一般事務	10人程度	民間企業などの職務経験が3年以上ある方で、平成2年4月2日以降に生まれた方	書類選考	①論文試験 および性格検査 6月15日(日) ②面接試験 6月23日(月)～ 6月27日(金)
建築技師	2人程度	民間企業などで建築に関する職務経験が3年以上ある方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方		
土木技師	5人程度	民間企業などで土木に関する職務経験が3年以上ある方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方		
既卒・民間企業等職務経験者				
電気技師	1人	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかに該当する方 ・大学、短期大学、専修学校、高等学校で、電気の専門課程を専攻し卒業した方 ・民間企業などで電気に関する職務経験が3年以上ある方		
保育士	1人程度	保育士の資格を有し、昭和45年4月2日以降に生まれた方		

採用予定日 令和7年9月1日

受験申込受付 5月18日までに、電子申請

受験案内 市ホームページからダウンロード



電子申請ページ

※第1次試験を書類選考のみに変更し、教養試験・専門試験は実施しません。